

議第40号

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を
改正する条例

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第20条中「の定める」を「が定める」に、「記載された」を「登録され
た」に、「世帯」を「各世帯」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認
められる特別の事情があるときは、選挙公報につき、同項の規定により配
布すべき日までに新聞折込みその他これに準じる方法による配布を行うこ
とをもって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合にお
いては、市委員会は、市役所、区役所その他適当な場所に選挙公報を備え
置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講じることにより、
選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない
い。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

京都市議会議員及び京都市長の選挙における選挙公報について、公職選挙法の規定に準じて、特別の事情がある場合における配布の方法を定める必要があるので提案する。